# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年６月27日 |
| 【会社名】 | 三井化学株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsui Chemicals, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　田中 稔一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋一丁目５番２号 |
| 【電話番号】 | 03（6253）2225 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部　西岡 敦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区東新橋一丁目５番２号 |
| 【電話番号】 | 03（6253）2225 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部　西岡 敦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

平成24年６月26日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金３円

第２号議案 定款一部変更の件

① 当社及び当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の性質に従った配列の見直し及び既に廃止された事業の削除を行い、併せて平成23年度中期経営計画における重点事業の明記を行うため、現行定款第２条（目的）について事業目的の変更を行う。

② 利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告を行うことができないときの措置を定めるため、現行定款第５条（公告方法）の変更を行う。

③ 当社の業務執行体制の中心となる執行役員制度を定款上明確に位置付け、執行役員が取締役会の決定した業務を執行することを明確化するとともに、執行役員に社長、副社長、専務及び常務の役位を付与できることを明示するため、現行定款第23条（代表取締役等）の変更及び第25条（執行役員）の規定新設を行うとともに、現行定款第25条以下を各１条ずつ繰り下げる。

第３号議案 取締役10名選任の件

取締役として、藤吉建二、田中稔一、佐野鉱一、鈴木基市、大村康二、竹本元、武野氏悦夫、淡輪敏、永井多恵子及び鈴木芳夫を選任する。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役として、岩淵滋を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案 | 717,380 | 19,378 | 1,001 | （注）１ | 可決（95.55%） |
| 第２号議案 | 735,154 | 1,655 | 941 | （注）２ | 可決（97.92%） |
| 第３号議案 | | | | （注）３ | |
| 藤吉 建二 | 717,449 | 19,343 | 941 | | 可決（95.57%） |
| 田中 稔一 | 720,451 | 16,341 | 941 | | 可決（95.97%） |
| 佐野 鉱一 | 721,121 | 15,671 | 941 | | 可決（96.05%） |
| 鈴木 基市 | 717,844 | 18,948 | 941 | | 可決（95.62%） |
| 大村 康二 | 717,922 | 18,870 | 941 | | 可決（95.63%） |
| 竹本 元 | 727,244 | 9,548 | 941 | | 可決（96.87%） |
| 武野氏 悦夫 | 730,320 | 6,472 | 941 | | 可決（97.28%） |
| 淡輪 敏 | 730,726 | 6,066 | 941 | | 可決（97.33%） |
| 永井 多惠子 | 733,385 | 3,407 | 941 | | 可決（97.69%） |
| 鈴木 芳夫 | 733,670 | 3,122 | 941 | | 可決（97.73%） |
| 第４号議案 | | | | （注）３ | |
| 岩淵 滋 | 699,936 | 36,867 | 941 | | 可決（93.23%） |

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権（株主総会前日までの事前行使分を含む）の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権（株主総会前日までの事前行使分を含む）の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権（株主総会前日までの事前行使分を含む）の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主の各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上